

関係者 様

栃木県教育委員会事務局義務教育課長

再任用制度に係る申込み等について（通知）

定年引上げにより、60 歳以降の多様な働き方のニーズに対応するため、定年前再任用短時間勤務制が設けられました。

また、定年の段階的な引上げ期間においては、年金受給開始年齢までの継続した勤務を可能とするため、暫定再任用制度が設けられています。

これらを踏まえ、令和 8 (2026) 年度以降の再任用対象期間において、再任用の希望が生じた場合の問合せ等につきまして、下記のとおりとすることをお知らせいたします。

記

1 対象者

(1) 定年前再任用短時間勤務

60 歳に達した日（60 歳の誕生日の前日）以後、定年前に退職した者。

(2) 暫定再任用

定年年齢を超え、且つ、暫定再任用を希望する当該年度末において 65 歳以下の者。
ただし、退職後 5 年以内の者に限ります。

2 任期

(1) 定年前再任用短時間勤務

定年前再任用の日から定年退職日相当日（常勤職員の定年退職日）まで。

(2) 暫定再任用

原則 1 年とし、任期の更新は 1 年を超えない範囲内で更新することとなります。
また、65 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日までの間となります。
（したがって、暫定再任用の申込みは、64 歳までとなります。）

3 申込み方法

再任用を希望する者は、5 月 30 日（金）までに、勤務を希望する教育事務所にお問い合わせください。（事情により、年度途中に任用する場合があります。）

4 その他

・令和 7 年度に再任用等で学校に勤務される方については、6 月頃に各学校へ令和 8 年度再任用希望調査の通知を发出する予定のため、教育事務所へのお問い合わせは不要です。

栃木県教育委員会事務局
義務教育課 人事担当
☎ 028-623-3386